

## 雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

愛知県知事 殿

【記入日】

令和5年 8月 1日

生徒が在学する学校の名称	○○高等学校		
生徒の氏名	(かな) あいち	つばさ	
	愛知	翼	
生徒の生年月日	昭和・平成	18年	8月 27日
離職した保護者等の氏名	(かな) あいち	はなこ	
	愛知	花子	
雇用保険受給資格者証を提出できない事情  <u>● いずれかにレ印を付け、事情を詳細に記入してください。</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証の発行ができません (詳細) ・前職が公務員であったため ・前職で雇用保険に加入していなかったため 等		
	<input type="checkbox"/> 雇用保険の手続き中です (詳細) 現在、雇用保険の手続き中であり、証明書類を発行することができません。 なお、雇用保険受給資格者証は、雇用保険受給者初回説明会で発行される見込みです、書類発行後、速やかに提出します。		
	受給資格決定日※1:		年 月 日
雇用保険受給者初回説明会:		年 月 日	

また、下記のとおり宣誓します。

- 私が離職した理由は、自己の責めに帰すべき理由によるものではなく、また、定年退職や期間満了による退職によるものでもありません。
- この事情書の記載内容は、事実に相違ありません。

内容を確認して必ず2か所ともチェックすること

※1 「受給資格決定日」とはハローワークで離職票の提出と求職の申込みを行った日です。